

固定資産税・都市計画税の減免と納税猶予

新型コロナウイルスの影響で売上が減少した事業者に、固定資産税等の減免と納税猶予の2つの措置について、詳細が経済産業省より発表されました。

【令和3年度 固定資産税 減免制度】

内容：

令和2年2月～10月の任意の連続する3月の期間の事業収入が

○前年同期比▲30%～50%未満の場合：1/2 軽減

○前年同期比▲50%以上の場合：全額免除

となります。

減免対象資産：

	土地	家屋	償却資産
固定資産税	対象外	対象	対象
都市計画税	対象外	対象	

手続き：

来年（令和3年）1月に

固定資産税を納付する市町村に、認定支援機関から発行される確認書を含む必要書類（現在調整中）とともに償却資産の申告と同じタイミングで軽減を申請します。

注意点：

会社の経営者等の個人がその会社に家屋を貸し付けている場合については、原則として対象外とされています。

（その個人が個人事業主として自ら事業を行っており、その事業として家屋を貸付けている場合は、要件を満たせば対象）

令和3年度の固定資産税の減免制度詳細（中小企業庁HPより）

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

【令和2年度 固定資産税 納税猶予制度】

令和2年度については、令和2年年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同期比概20%以上減少した場合に納税猶予が可能になっています。詳細は市町村にお問合せください。

固定資産税の減免・納税猶予の全体像は、添付の経産省パンフレットでご確認ください。